



新川防災公園・多機能複合施設(仮称)は、ユニバーサルデザインを取り入れ、多くの方が日常的に安全・快適に使いやすい施設として整備します。今号では現在検討しているユニバーサルデザインの取り組み事例の一部をご紹介します。

☎都市再生推進本部事務局 ☎内線2052

ユニバーサルデザインを取り入れた整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都福祉のまちづくり条例」に加え、三鷹市の環境配慮制度に留意します。

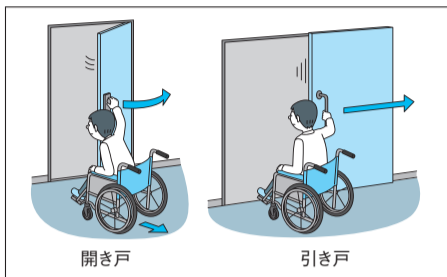


- ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインのことです。一例として、「ノンステップバス」があります。
ピクトグラムとは、何らかの情報を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つです。

◆ドア

出入口のドアは主に、開き戸ではなく、「引き戸」を採用します。

車いす利用者が入退室しようとする際、開き戸の場合、イラストのように車いすを後ろへ動かさなければいけません。しかし、引き戸の場合は車いすを大きく動かさずに開くことができます。



◆トイレなど

各階に「多目的トイレ」を設置します。オストメイトに対応した設備や子ども連れの方が利用しやすいよう、ベビーベッドやベビーチェアを設置するなど、多様な利用シーンに配慮します。

◆階段

踊り場も含め、両側に連続した手すりを設けます。また、踊り場には、点状ブロックを設置します。

事業概要

市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地を中心とした約2.0haに、災害時の一時避難場所となる防災公園と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約化した多機能複合施設を整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

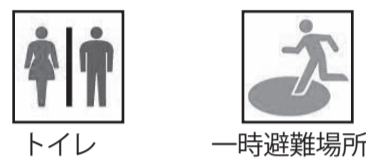
◆傾斜路

施設内に傾斜がある場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「東京都福祉のまちづくり条例」などの基準よりも緩い傾斜にし、足腰の悪い方にも負担が小さいようにします。

◆その他

サイン(案内板など)には、英文を併記し、ピクトグラムの活用などを行います。また、ガラス面には衝突防止マークや衝突防止のバーを設けます。

※ピクトグラムの例



上記内容は、取り組みの一例であり、今後の実施設計や管理運営のあり方を検討していく中で、さまざまな観点から多くの方が利用しやすい施設を計画します。

※上記機能、設備などの内容は基本設計時点のものであり、今後の実施設計以降の検討により変更する場合があります。

高齢者保養宿泊助成をご利用ください

市民保養所「箱根みたか荘」、校外学習施設「川上郷自然の村」、指定契約旅館(右表26施設)に宿泊する場合、宿泊費の一部を助成します。助成額は、年度(4月～翌年3月)につき1回まで、3,000円です。

市内在住の70歳以上の方

※介護保険の要介護1～5までの認定を受けている方は、同行する介護者も助成します。

各施設に予約後、印鑑・保険証などを持参し高齢者支援課(市役所1階13番窓口)へ。団体申請の場合は、1週間ほどかかる場合もあります。宿泊後には助成を受けられません。代理申請の際は、助成を受ける方の印鑑と住所・電話番号・生年月日の情報が必要です。

同課 ☎内線2627

平成23年度三鷹市高齢者保養契約施設一覧表

Table with 3 columns: 施設名, 住所, 電話番号. Lists various accommodation facilities like 笹屋ホテル, ホテル清風園, etc.

外国人登録に関する制度が変わります

外国人住民の方も住民基本台帳に登録されます
市役所 ☎内線2322



住民基本台帳
氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民サービスの基礎となるもの。

現在、日本で生活する外国人住民は外国人登録法により、日本人とは別に外国人登録原票に登録されています。平成21年に入国管理法など外国人住民に適用される法律の一部の改正に伴い、平成24年7月上旬(予定)に外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳に記載されることになりました。
◆改正のポイント
①新たに住民基本台帳に登録される方
適法に3カ月を超える在留資格を持つ外国人住民
※在留資格のない方や在留資格が「短期滞在」などの方は対象外
②外国人登録証明書がなくなります
改正後も現在の外国人登録証明書は一定期間有効ですが、所定の期限・時期(16歳未満の方は、16歳になった日のいずれか早い日)までに切り替えが必要です。
◆特別永住者
現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限内に市民課(市役所1階1番窓口)で手続きを行い、「特別永住者証明書」に切り替えます。
◆永住者
改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、「在留カード」に切り替えます。
◆それ以外の方
平成24年7月(予定)の改正後、入国管理局での在留期間の更新時、または在留資格の変更時に「在留カード」に切り替えます。
③外国人住民にも住民票が交付されます
外国人住民も世帯ごとの住民票に編成されるため、日本人と外国人で構成する世帯も、世帯全員が記載された住民票の写しなどが交付できるようになります。
④転出の届出が必要になります
現在は市外へ転出する際の届出が不要ですが、改正後は、三鷹市へ転出の届出をし、転出証明書の交付を受ける必要があります。
転入時に転入先の自治体窓口へ転出証明書を持参してください。
⑤居住地以外の変更の届出
在留資格・氏名・国籍など、居住地以外の変更手続きは、入国管理局で行い、市役所への